

\*\*\*\*\*

## 記者会見のお知らせ

\*\*\*\*\*

大阪府・市の震災がれきの受入れは、契約時には平成26年3月までの予定でしたが、7月16日の岩手県増達知事からの通知によって、9月中旬に終了することが分かりました。

同様の文書は富山県などにも通知され、富山県知事や高岡市長、新川広域圏理事長なども記者会見を行い、なぜ予定が前倒しになったのか理由を述べ、メディアは住民団体にもコメントを求めました。

ところが、大阪府・市は、ホームページ上に報道発表資料「東日本大災害によって生じた廃棄物の広域処理の今後の見通しについて」としか発表せず、その中で岩手県からの持込が8月末で終了し、9月中旬には舞洲での処理も終わることを小さく発表しているだけです。

震災がれきの受け入れは、大阪市での試験焼却や本格処理だけではなく、堺市の清掃工場整備費に復興予算が流用されていたことも、大阪の地で問題になってきました。その震災がれきの受け入れが、予定を大幅に早めて「9月で終了する」ということは、府民・市民からすれば重大ニュースです。しかし大阪府・市の行政には、このような重大事実について、詳しい説明をするという姿勢が見られません。

- ・ これまで必要と報告されていた処理量が、なぜ半減することになったのか？
- ・ 現状の残余量を考えれば、県内で数日で済む量をなぜ9月まで引き伸ばすのか？
- ・ 富山や秋田は7月末の終了を示している中で、なぜ大阪だけが9月中旬なのか？
- ・ 岩手県との間で、どのような情報確認や了解があったのか？

これらの疑問について、説明する責任が、大阪府・市にはあると思います。

そこで私たち市民団体としては、大阪府・市が震災がれきの広域処理を前倒して終了するに至ったことについて、大阪府知事と大阪市長に記者会見で所見を述べることを求めるとともに、私達が調査してきた内容を発表し、この問題について市民団体としての見解を述べる記者会見を下記に行いたいと考えます。

また、広域処理必要量の根拠を明らかにするために私たちが行った情報開示請求に対して、その根拠を黒塗りで消して隠蔽するという対応をとり続けてきた岩手県が、7月8日に開示した「岩手県の広域処理の状況と今後の見通し(24.12.1 現在)」という表については、黒塗りにされた部分が透けて見えたことで、岩手県が隠したかった内容が明らかになりました。

岩手県の広域処理必要量は、環境省が広域処理必要量の詳細を事前に岩手県に提案し、それに岩手県が合わせる形で決められていたことが発覚したのです。

それから、会見当日(7/24)の午前には、「広域処理差し止め裁判・第2回」が大阪地裁で行われます。こちらの報告も含めて、これまでの大阪府・市と岩手県の対応について、市民の見解を発表させていただきます。

## 記

名 称：震災がれき受入れ終了の発表を受けて（市民の見解と裁判の報告）

日 時：7月24日(水)16時～

場 所：大阪府政記者クラブ

主 催：市民団体有志 / 代表 下地真樹(阪南大学准教授)

連絡先：松下(070-5661-1005)